

## NAPP・TACO・RICCA等の状況

## 1 NAPPの実績数

令和3年4月19日(月)～令和3年4月25日(日)

	今回(4/19～4/25)	対先週比	累計
NAPP受検者	703人	-45人	8,105
うち県内在住者	465人	-17人	5,288
うち県外在住者	238人	-28人	2,817
うち陽性者	2人	+2人	18
【陽性事例】県外在住者2名			

## 2 TACO(那覇空港)の週間実績数

令和3年4月19日(月)～令和3年4月25日(日)

サーモグラフィー通過者	112,277人	出発 到着	48,762人 63,515人
	前週実績: 117,558人 (-5,281人)		
発熱者数	0人		
問診実施件数	0件		
検査実施数	0件		
電話対応件数	14件		
うち健康相談・問診実施数	4件		

## 3 RICCAの状況

	4/26時点	前回比(4/19)
登録者数	90,523人	+1,410
登録施設等(QRコード発行件数)	12,514件	+56

## 検査事業実績

## 1 安価なPCR検査補助の実績(4/16～4/22まで) ※暫定値

	4/16～4/22	対前週比	累計
受検者数	4,921 人	+630 人	21,489 人
陽性者数	60 人	-6 人	163 人
陽性率	1.22%	-	0.76%

## 2 飲食店検査の実績(3/27～4/23まで)

	松山地区 3/27～4/11分	9市 4/12～4/23分	合計
受検者数	632 人	350 人	982 人
陽性者数	3 人	3 人	6 人
陽性率	0.47%	0.86%	0.61%

## 3 モニタリングの実績(3/29～4/18まで)

	4/12～4/18まで	対前週比	累計
受検者数	138 人	-323 人	632 人
陽性者数	2 人	+1 人	3 人
陽性率	1.45%	-	0.47%

(案)

## まん延防止等重点措置の対象市町村の追加指定について

## 1 まん延防止等重点措置について

- 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の4に基づき、まん延防止等重点措置を行う「期間」と「区域」と「事態の概要」を公示する（国の基本的対処方針によると「重点措置区域」と表現し都道府県単位）。
- 都道府県知事は、特措法第31条の6に基づき、措置を講ずる必要があると認める業態に対し、「期間」及び「区域」を定めて感染を防止するための協力要請を行うことができる。（営業時間の変更・政令で定める事項（職員への検査の勧奨など））。  
（国の基本的対処方針によると「措置区域」と表現し市町村及び区画単位）
- 県は、事前に特措法第31条の6に基づき要請を行う「期間」及び「区域」を政府と調整（特措法第20条第1項の総合調整）して定める必要がある。
- 県は、4月10日に本島内9市、4月22日に宮古島市を指定し重点措置を実施している。

## 2 5町（北谷町、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町）の「措置区域」追加理由

## (1) 北谷町

- ・ 飲食店等の事業者数263で多数の事業所が集中している。また、現在の特措法24条第9項に基づく営業時間短縮要請に対し15店舗が応じていない状況である。
- ・ 飲食を原因とする推定感染についても、北谷町では毎週発生している。
- ・ 中部保健所管内町村では、新規感染者数が先週比45名（4/13週）→29名（4/20週）と減少しているが、北谷町では12名（4/13週）→8名（4/20週）と減少がやや緩やかである。
- ・ 地理的にも、重点措置区域である宜野湾市と沖縄市に隣接していることから、連休中に人の流れが増加する恐れがあり対策の強化が必要である。

## (2) 南部保健所管内の4町（西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町）

- ・ 該当する4町では、新規感染者数が先週比82名（4/13週）→83名（4/20週）となっており、4/1から緊急特別対策による21時までの営業時間短縮要請、4/12からまん延防止等重点措置指定に伴う対策で20時までの営業時間短縮要請を行っているが減少していない。
- ・ 飲食を原因とする推定感染についても、減少の傾向が見られない。
- ・ 変異株は、南部保健所管内（市も含む）で54検体中22検体（44.4%（4/19週））検出されており感染を抑制する必要がある。

以上の（1）と（2）の理由から現在の10市に加えて5町を措置区域とする。

## 市町村別飲食店の事業所数及び従業員数

No.	市町村名	飲食店(バー等を除く)		バー、キャバレー、ナイトクラブ		飲食店合計	
		事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
1	那覇市	2,179	13,655	980	2,789	3,159	16,444
2	宜野湾市	350	2,383	204	501	554	2,884
3	石垣市	411	2,038	129	356	540	2,394
4	浦添市	404	2,562	222	553	626	3,115
5	名護市	364	2,308	219	498	583	2,806
6	糸満市	217	1,274	106	241	323	1,515
7	沖縄市	554	3,610	402	938	956	4,548
8	豊見城市	160	1,211	19	42	179	1,253
9	うるま市	352	2,191	216	510	568	2,701
10	宮古島市	336	1,509	122	425	458	1,934
11	南城市	110	510	21	53	131	563
12	国頭村	26	74	17	35	43	109
13	大宜味村	10	28	-	-	10	28
14	東村	7	48	-	-	7	48
15	今帰仁村	56	182	8	22	64	204
16	本部町	125	477	30	76	155	553
17	恩納村	71	669	2	7	73	676
18	宜野座村	15	44	2	5	17	49
19	金武町	47	190	51	126	98	316
20	伊江村	36	70	17	32	53	102
21	読谷村	115	633	45	150	160	783
22	嘉手納町	67	313	44	72	111	385
23	北谷町	243	2,750	20	74	263	2,824
24	北中城村	112	1,201	-	-	112	1,201
25	中城村	33	321	3	10	36	331
26	西原町	97	704	16	38	113	742
27	与那原町	71	481	56	142	127	623
28	南風原町	114	1,214	17	41	131	1,255
29	渡嘉敷村	9	23	-	-	9	23
30	座間味村	14	31	2	4	16	35
31	粟国村	4	10	-	-	4	10
32	渡名喜村	2	2	-	-	2	2
33	南大東村	8	22	6	21	14	43
34	北大東村	3	7	2	6	5	13
35	伊平屋村	6	15	3	5	9	20
36	伊是名村	6	18	2	4	8	22
37	久米島町	37	163	23	69	60	232
38	八重瀬町	49	264	9	18	58	282
39	多良間村	4	7	1	2	5	9
40	竹富町	49	169	3	7	52	176
41	与那国町	17	48	5	10	22	58
	合計	6,890	43,429	3,024	7,882	9,914	51,311

## 「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【期間】4月12日(月)～5月11日(火)~~5日(水)~~

新規陽性者数が急増しているため、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、4月23日に、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更することが決定されました。

沖縄県では対策の強化を図るため、5月11日まで期間を延長し、北谷町、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町の感染状況を踏まえ、まん延防止等重点措置区域に5町を追加することを決定しました。

本県の警戒レベルは最高の第4段階にあり、重点措置を実施する10市5町を含め県内全市町村において感染防止対策が必要な状況にあることから、県対処方針を変更いたします。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策 **※延長決定**  
4月12日(月)～5月11日(火)~~5日(水)~~

## 県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

### ○不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出や移動しないよう要請します。

### ○混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)

生活や健康の維持のための外出においても、混雑を避けてください。

### ○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)

沖縄県全域の飲食店等に対し20時までの営業時間短縮要請を行っております。要請に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう要請いたします。

### ○県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)

特に、緊急事態宣言区域などの感染拡大地域との往来は厳に控えてください。出張等で往来する必要がある場合でも、現地での会食を避け、帰沖後1週間は、健康観察期間として、家族以外の方との会食を控えてください。

### ○離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)

## 県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

○歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は  
自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染例を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も  
確認していますので、この期間は会食につながるイベントの自粛をお願いします。

○会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策  
が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)

○飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

検温、マスク着用、間隔をあげた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

## 来訪者へのお願い

国の基本的対処方針において、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言区  
域など感染拡大地域との往来は、厳に控えるよう求められております。

県としても変異株の流入を防ぐ必要があることから、緊急事態宣言区域及びまん延防  
止等重点措置区域からの帰省や来沖については、厳に控えていただくよう要請します。

必要があつて、来沖する場合は、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けていた  
だきますようお願いいたします。なお、来訪前に検査が受けられない方は、  
那覇空港到着時にPCR検査を受検できる体制「NAPP」を整備しております。

また、来沖後、県民の方との会食は控えるようお願いいたします。

**指定地域の飲食店への要請** (那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市、宮古島市、**北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町**)

**【営業時間短縮の協力要請】** (特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)(※宮古島市は4月24日、 <b>5町(北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町は5月1日)</b> から令和3年5月 <b>11日(火)</b>
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第31条の6第1項に基づくもの:命令、過料等の対象となる要請)</p> <p>○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)</p> <p>○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</p> <p>○アクリル板の設置(<b>又は座席の間隔1m以上の確保</b>)等</p> <p>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</p> <p><b>○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</b></p> <p>(特措法第24条第9項に基づくもの:協力要請)</p> <p>○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力</p> <p>○換気の徹底、利用者への検温、業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p><b>○飲食時以外のマスク着用には協力しない客へ酒類の提供できない旨の掲示</b></p>

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

## 指定地域以外の県内全ての飲食店への要請

### 【営業時間短縮の協力要請】(特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)から令和3年5月 <b>11日(火)</b>
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第24条第9項に基づくもの:協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)</li><li>○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力</li><li>○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)</li><li>○アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)等</li><li>○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)</li><li>○換気の徹底、利用者への検温</li><li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li><li>○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</li><li>○<b>飲食時以外のマスク着用に協力しない客へ酒類の提供できない旨の掲示</b></li></ul>

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

## イベントの開催についての要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

○主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)、県が推奨するLINEアプリによる濃厚接触者通知システム(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請

○全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること

○全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応

○イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率		人数上限
4月12日 ～ 5月11日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%(※1)以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

○営業時間は5時から20時までとするよう働きかける

## 経済界への要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

- 自社の従業員等に対し、営業時間短縮を要請した20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること、特に営業時間短縮要請に従っていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、研修時の懇親会、歓迎会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 観光関連事業者においては、来訪者に対しマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密(密閉・密集・密接)の回避等の「新しい生活様式」及び「新しい旅のエチケット」の徹底をお願いすること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

## 学校関係への要請(県内全域)

(特措法第24条第9項)

- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと  
(期間中、県内外における、練習試合や合宿等については行わない 等)
- 県教育委員会等の定めるガイドラインの遵守を徹底すること

## 公共交通機関への要請(県内全域)

- 公共交通機関に対し、主要ターミナルでの検温実施等を依頼

## 施設等への働きかけ(県内全域)

○博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営を継続し、運営時間は、夜8時までとする、市町村立の公共施設についても、県と同様の対応を要請する

○路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する

○その他の飲食店等以外の特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設については、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえ、入場者の感染防止のための整理誘導や午後8時までの営業時間短縮等について働きかける

特に、大規模な集客施設(劇場・映画館・デパート等)に対し、施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかける

## 各市町村と連携した取組を実施

- ・防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ
- ・飲食店等への巡回の協力(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の協力の呼びかけ)
- ・各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における注意喚起を含む)
- ・GW中の医療体制(不要不急の救急受診抑制の呼びかけ、開設するクリニック情報等)の周知

## 感染防止対策に配慮した支援策等について

### <時短営業に係る協力金>

✓「まん延防止等重点措置」等の期間延長に伴う追加分等

### <セーフティーネット>

✓緊急小口資金等の特例貸付け資金及びひとり親世帯特別給付金の支給

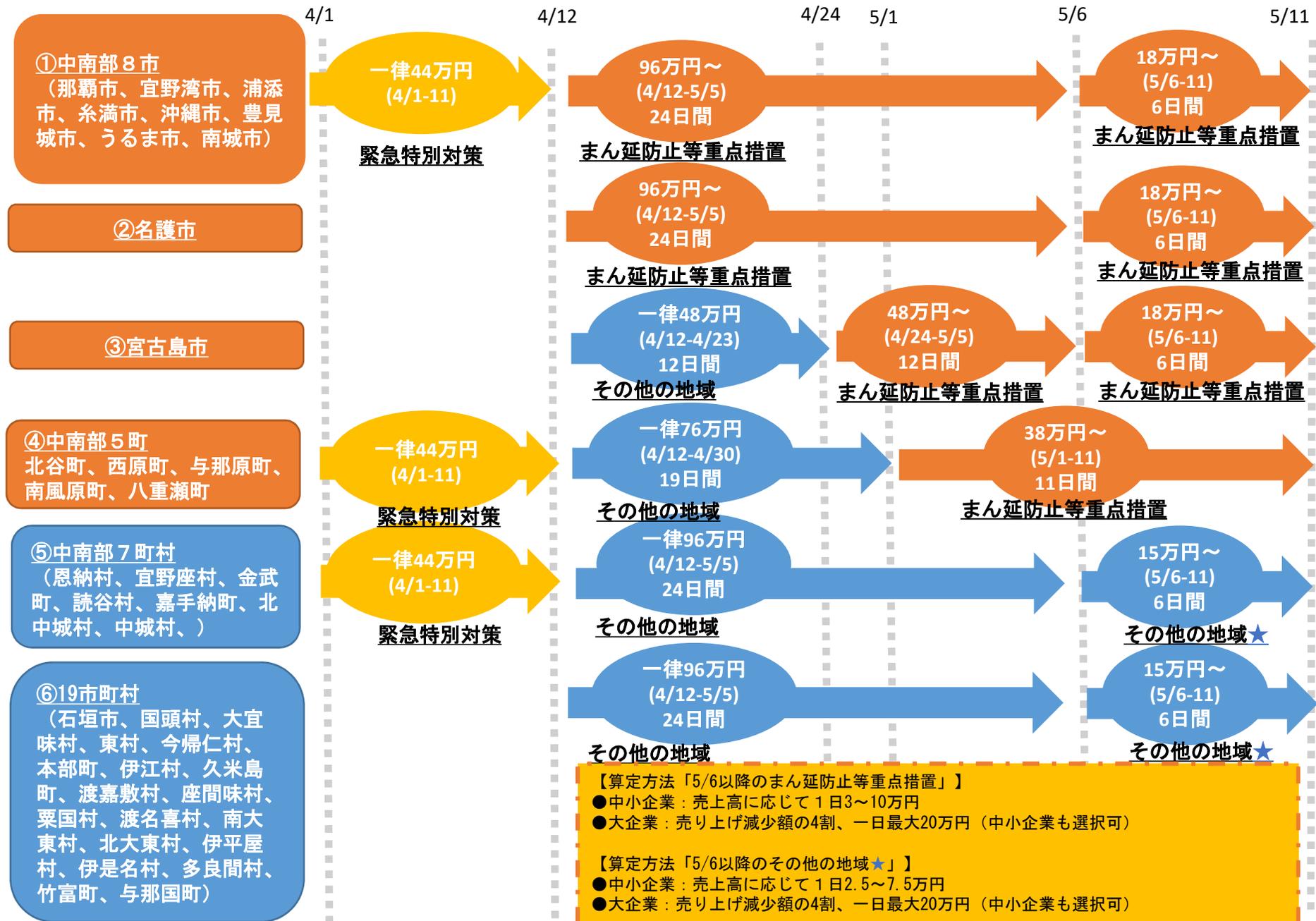
### <国の支援金サポート>

✓まん延防止等重点措置(飲食店)の影響を受ける者への支援金の活用サポート

### <今後の支援策>

✓国の臨時交付金の追加配分や新たな支援メニューを活用し、観光事業者をはじめとする中小事業者等を支援する経済対策について早期に実施する

# うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止協力金について



ご来店のお客様へ

ご来店ありがとうございます。  
当店では、新型コロナウイルス感染症について、  
沖縄県からの要請に応じ、お食事の際には、

「マスク会食」

をお願いしています。

なお、ご協力頂けないお客様については、  
お酒類の提供をしないように

沖縄県から要請されておりますので、何卒ご協  
力いただけますよう宜しくお願いいたします。

「マスク会食」のやり方

- ①手指の消毒
- ②片方の耳ひも部分をもち、耳からマスクを外して飲食
- ③会話をするときには、再びマスクをつける

※ ハンカチ等で口元をふさいで会話するなどでも可

感染症予防のため  
ご理解とご協力を  
よろしくお願いいたします

# GW期間を含めた今後のコロナ医療体制の確保に向けた対応策

